

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 13 日

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 御中

(一社) 日本ホテル協会 御中

(一社) 全日本シティホテル連盟 御中

(一社) 日本旅館協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応に関する Q & A

標記について、新型コロナウイルス感染症への対応に関するお問合せに関し、下記のとおり Q & A を作成しましたので御了知いただくとともに、管下組合や加盟宿泊施設に対し周知いただきますようお願いいたします。

記

Q 1 : 旅館業の営業を続けることが難しく、営業を休止又は営業規模の縮小をしようと考えているのですが、そのような場合でも、宿泊の申込みがあったお客様をお断りすることはできないのでしょうか。

A 1 : 旅館業法第 5 条において、同条各号に該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならないこととなっており、第 3 号には「宿泊施設に余裕がないとき」と規定されています。「宿泊施設に余裕がないとき」とは、必ずしも満室の場合だけを指すものではなく、施設の営業休止や営業規模の縮小に伴い十分な宿泊サービスを提供できない場合も含まれると解されます。

なお、営業休止や営業規模の縮小により、宿泊をお断りせざるを得ない場合においても、トラブル防止のため、宿泊をお断りする事情について、丁寧にご説明いただきますようお願いいたします。



Q 2 : 新型コロナウイルス感染症の流行が拡大していますが、感染の可能性を把握するため、お客様に宿泊目的を申告させることはできないのでしょうか。

A 2 : 旅館業法において、宿泊目的の申告をさせることを一律には求めておりませんが、感染のリスクを低減するため、体調に異常が生じた場合等において、宿泊者に体調の申告を促していただくことが考えられます。別添のとおり、「宿泊者の方へのお知らせ」をお示ししますので、適宜ご活用ください。

なお、宿泊者が体調の異常を訴える場合は、宿泊者の同意を得た上で、速やかに保健所（帰国者・接触者相談センター）へ連絡し、その指示に従ってください。

（参考）

「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年2月5日厚生労働省健康局結核感染症課長、医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000594151.pdf>

(別添)

宿泊者の方へのお知らせ

○体調に異常が生じた場合※は、無理にお部屋から出ず、電話でフロントまでご連絡ください。

※風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が4日以上続く場合、又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

○風邪症状があれば、外出を控えていただき、やむを得ず外出される場合にはマスクを着用していただくよう、お願いします。

○換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることは避けてください。

○施設内のレストランを利用する必要がある場合は、他の利用者と少なくとも2メートル以上の距離を確保してください。

○こまめに石鹸で手洗いを行ってください。

○十分な睡眠や栄養をとるようにしてください。

○咳やくしゃみをする際は、咳エチケットに心掛けてください。